

「原子力災害対策特別措置法の施行状況について」概要（案）

1. はじめに

平成11年9月に発生したJCO臨界事故を契機に「原子力災害対策特別措置法（原災法）」を制定し、施行した。

文部科学省等は、原災法附則第2条に基づき、法の施行状況について検討を実施した。

2. 原子力防災体制の仕組み

(1) 原災法の特徴

(2) 国、事業者、地方公共団体の役割

平常時に講ずべき事項（原子力災害予防対策）

緊急時に講ずべき事項（原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策）

3. 原災法の施行状況

(1) 原子力防災体制について

国は、防災基本計画、関係省庁マニュアル、文科省マニュアル等を整備し、原子力防災体制の詳細を整備している。また、原子力防災専門官を配置している。

地方公共団体は、防災基本計画に基づき、地域防災計画を整備している。

事業者は、原子力事業者防災業務計画を策定し、防災組織、防災要員を配置している。

(2) 原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について

国は、文部科学省内に「非常災害対策センター」（EOC）を整備し、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を指定している。また、EOC及びオフサイトセンター内に原子力防災資機材、原子力防災ネットワーク等を整備・維持管理している。

地方公共団体は、オフサイトセンターを整備するとともに、防災資機材の整備、維持管理を実施している。

事業者は、一定の事象の発生を適切に通報するために必要な放射線測定設備・機器や、防災組織が業務を行うために必要な防災資機材を整備している。

(3) 原子力防災訓練等について

国は、毎年策定する計画に従い、原子力総合防災訓練を実施している。また、試験研究炉を対象とした文部科学省原子力防災訓練を毎年実施している。

地方公共団体は、毎年策定する計画に従い、国、事業者等と協力して防災訓練を実施している。

(4) 原子力防災に関する技術調査等について

文部科学省は、原子力災害時における影響を予測するSPEEDIネットワークシステムの運用等を実施している。

(5) 原子力防災に関する国際交流について

文部科学省は、技術調査に係る諸外国との規制情報交換会議や技術協力等を行うことにより、原子力防災に関する国際交流を行っている。

(6) 原子力防災に関する普及啓発等について

文部科学省は、原子力防災に関するホームページ及びパンフレットなどにより、原子力防災に関する普及啓発等を行っている。

4. まとめ（原災法施行状況の検討結果について）

(1) 原子力防災体制について

防災訓練や原子力防災関係者への研修等を通じて、原子力防災の各種マニュアル類の周知・理解の徹底を図っていくこととする。さらに、現在の各種マニュアル等において十分

な記述がなされていない活動については、これを補足するための検討を行うとともに、機能班の組織等について今後改善すべき点があれば、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、各種マニュアル等を修正する等により、改善を図っていくことが必要である。

使用停止施設からの使用済燃料等の輸送に係る防災対策について関係省令改正について検討を行う。

原子力事業者防災業務計画の軽微な変更手続きの運用、被ばく医療の取り組みについて、改善を図っていく。

今後、(財)核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所におけるプルトニウムの分析が予定されているため、原子力防災専門官を配置する。

(2) 原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について

緊急時に原子力防災関係機関の情報交換、意志決定の更なる円滑化のため、文部科学省、地方公共団体、オフサイトセンター等を大容量、高速回線で結んだ統合原子力防災ネットワークの整備を着実にを行うとともに、オフサイトセンター等の通信設備、資機材の更新を図ること等を推進する。モニタリング等の活動の支援を行う指定公共機関等においても、その防災資機材等について、必要に応じて更新等を行うことが重要である。

原子力事業者が備える設備、資機材について、最近の技術動向を踏まえた資機材整備が可能となるよう関係省令について改正の検討を行う。

今後、(財)核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所におけるプルトニウムの分析が予定されているため、オフサイトセンターの指定を行う。

(3) 原子力防災訓練等について

原子力防災訓練は、引き続き行っていくことが必要である。同時に、訓練等を通じて得られた教訓等を原子力防災に関する組織、施設整備等に反映させる等、不断の改善を図っていくこととする。

原子力災害事後対策については、必要に応じ、訓練範囲を限定した要素訓練や、防災関係機関の研修等において対応していくことを検討する。また、今後、事後対策を対象とした要素訓練に限らず、様々な種類の要素訓練を多用していくことも検討する。

原子力防災訓練を円滑に行うためには、前提として、防災業務関係者が基本的な原子力防災対策に習熟していることが重要であるとの観点等から、引き続き、原子力防災に関する研修を充実していくこととする。

(4) 原子力防災に関する技術調査等について

より広範囲な領域の影響予測を可能とする機能を整備する等、SPEEDIネットワークシステムの機能強化・信頼性の向上を推進するとともに、航空機サーベイシステム等の緊急時モニタリング支援技術に係る技術調査や、緊急被ばく医療に関する技術調査及び様々な放射性核種の環境中におけるバックグラウンドレベルの把握等に努める。また、これらの技術調査の成果について、必要に応じてマニュアル等に反映していくとともに、訓練等での活用を図る。

(5) 原子力防災に関する国際交流について

アジア諸国等における原子力防災体制の充実等に資するため、引き続き技術協力等を進める。

(6) 原子力防災に関する普及啓発等について

原子力施設の立地地域の住民等に対する普及啓発を図るとともに、国、地方公共団体、事業者の更なる連携の強化に努めることとする。

5. おわりに

本検討会の検討の結果、原災法そのものの改正については必要ないと考えるが、関係省令の改正の検討、運用の改善等を図っていくこととする。